第３回信用補完制度のあり方に関する検討小委員会　議事概要

１．日時：平成17年2月17日（木）１０：００～１２：００

２．場所：経済産業省第１特別会議室（本館１７階西６）

３．出席委員：村本委員長代理、池尾委員、井上委員、植野委員、小川委員、翁委員、木村委員、坂戸委員（沖代理）、都村委員（海老原代理）、長野委員（小林代理）、成影委員、南条委員、引馬委員、松島委員、水口委員（横田代理）
オブザーバー：清水　日本銀行金融市場局金融市場分析担当　担当総括・企画役
省内出席者：中小企業庁次長、事業環境部長、金融課長ほか

４．配付資料：
・議事次第
・メンバー表
・信用補完制度の運用改善による利便性向上（追加項目）

５．議事概要：
○「信用補完制度の運用改善による利便性向上」について

・無担保保証の増大が回収の困難性につながっていることにどう対応するか。保証料を弾力化して回収の必要経費を確保することや、どの程度までサービサーに委託することが効率的なのかを検討するべき。

・回収は、４０％台に落ち込んでいることから、回収への取組み強化が必要。この観点から、サービサー委託へのインセンティブ等も考慮すべきではないか。

・有担保だからこそ、財務状況等に懸念がある先であっても保証できる場合も多々あるため、担保をとった保証を一律に廃止すると中小企業者にとって不利益となるケースもある。

・担保や保証人を提供しない代わりに、リスクに対応した割増保証料というのも必要。

・第三者保証人についての意識や回収率への影響については、地縁・血縁の繋がりの深さが異なるため、都市部と地方とでは格差がある。

○「金融機関との適切な責任分担のあり方」について

・責任分担のあり方については、銀行は負担金という形で一定のリスク分担をしてきた。この５年間で５００億円程度の負担金を支払っている。

・責任分担の導入に際しては、従前の慣行に基づく不明確な基準の負担金は廃止すべき。

・今回の見直しは信用補完制度の社会的意義を改善・向上させることが基本の目的であるべきであり、この視点からは、借り手に対する与信側の対応を強化することが望ましい。このためには、協会サービサー等のアウトソーシングを進めていくという方向性。具体的には、審査や経営支援に関しては金融機関との協調を図り、回収に関しては保証協会

サービサーを積極的に活用するという保証制度を目指すべき。

- 金融機関が責任分担をすることは総論的には賛成だが、部分保証制度の導入は、選別融資、融資条件の厳格化、貸し渋りを招く懸念もある。部分保証については、協会毎に臨機応変な対応ができるようにし、国はその際の基本的な考え方を整理しておくという方向が良いのではないか。

- リスク対応型の保証料率については、現在有担保と無担保の保証料率の差が０．１％しかないため、この差を拡大すべき。

- 保証協会を利用している中小企業の場合、リスク対応型保証料率を導入すると、保証料率の引き上げになる企業も多いのではないか。保険料率の見直しが保証料率の全般的引き上げに直結しないようにすべき。

- 制度見直しに当たり、零細企業への配慮は必要であるものの、金融機関と保証協会の協力強化や中小企業者支援を促す効果を考慮した場合、部分保証を拡充すべき。

- 金融機関の負担金のうち保証協会の基金造成への拠出は、保証引受にあたってのリスク分担とは性格が異なる。

- 現在、一部の保証制度に導入されている損失補填負担金の性格を明らかにすべき。

- 特定地域で高い損失を前提とした地公体制度を作る場合には、地公体等がその地域で責任を負う仕組みとすべき。

- 信用補完制度に頼っている中小・零細企業は、地方の制度融資を利用している場合が多い。このような制度融資の場合、そもそも金融機関の事務負担が大きいので、部分保証の拡大により、金融機関にとっても負担感が強まり、貸出に影響が生じる懸念がある。

- 今までは、良好な先を中心に証券化を行ってきたが、中小企業は浮沈が激しいため、一時的に財務状況が悪い中小企業者も証券化の対象として検討してはどうか。

- 証券化については、部分保証に馴染む。

- 担保・保証人に依存しない保証を進めていく前提として、将来のキャッシュフロー等を十分に審査する目利きの育成が重要。

- 回収の合理化やアウトソーシングも重要だが、回収段階以前における早期の財務健全化や経営面での支援を強めることが、より重要。

- 信用補完制度が対象の中心としている零細企業にとっては、部分保証の導入が、事業資金調達の道を狭める可能性があるため、単純な部分保証の導入は反対。

- 部分保証の導入によって、金融機関の現場における対応がどの様に変化するか十分に検証が必要。いずれにせよ、中小企業への資金供給が阻害されないよう、慎重に検討すべき。

- 保証付き貸出の場合、信用リスクがないにも拘わらず、中小企業者への貸出金利に適切

に反映されているとはいえない。借りる立場から見た料率の透明性が重要。

・担保・保証人からの脱却、部分保証の導入は、金融機関にとって、手間がかかるようになるので、そのコストに見合うベネフィットが無ければ、貸出に影響を与えることが想定されるため、クレジットスコアリングの活用による事務負担の軽減などを行うべき。

・保証協会による経営支援にあたっては外部機関との連携等、幅広い視点が必要。

・信用保証協会のリスク負担力は限界に近いため、金融機関と協力して中小企業支援をしなければならない。このためにはリスク分担が有効であるが、リスク分担のために、どの様なインセンティブを付けるのかという視点が必要。

以上